

# 中国における外国判決の承認と執行の要件と手続について

白 緑 鉢

## 一、はしがき

### 二、外国判決の承認と執行の前提要件

1. 財産上の紛争に関する外国判決の承認と執行は中国と判決を下した国との間に司法共助条約が存在することを前提要件とする。
2. 中国公民が外国離婚判決の承認を申立てるときには二国間の司法共助条約が存在することを前提要件としない。

### 三、外国判決が具備すべき要件

1. 外国判決がなお法的効力を生じていないとき  
判決を下した外国裁判所が事件に管轄権を有しないとき
2. 判決は被告が適法な呼出しをうけたことがない欠席の状態の下で下されたとき  
中国法院が当該当事者の事件について裁判している間かまたは判決を下したか、或いは我が国  
法院がすでに第三国の裁判所が下した当該事件の判決を承認したとき

5. 判決がわが国の法的基本原則または国家主権・安全・社会公共の利益に反するとき
  - 四、外国判決の承認と執行の手続
    1. 申立てと受理
    2. 管轄法院
    3. 審理
    4. 法的効力
  - 五、あとがき
  - 付録
- 中国公民が外国裁判所の離婚判決の承認を申立てる手続問題に関する規定

## 一、はしがき

去年の一月末、私は日本国際民事法センターからお招きをいただいて、東京で開かれた中国民商事法制度の現状と紛争解決方法に関する国際シンポジウムで中国の民事訴訟法について講演したことがある。その日の基調講演でもわが国における外国判決の承認と執行の問題に触れたが、講演に時間制限があるため、ただ『中華人民共和国民事訴訟法』（以下民事訴訟法と略記）第二二八八条の規定に従つて、中国において外国裁判所の財産の権利・利益の紛争に関する判決を承認・執行するには必ず中国と判決を下した裁判所の所在国との間に共同に締結或いは参加した国際司法共助条約または事実上の互恵関係が存在しなければならないことを前提要件とすることだけ言及したのである。<sup>(1)(2)</sup> 当日の夜パーティーのとき、日本のある有名な学者は私に中国と司法共助条約がない国の離婚判決の承認に対してはどういうにあつかうかを質問した。その場で、私は中国の最高人民法院が一九九一年七月五日公布した『中国公民が外国裁判所の離婚判決の承認を申立てる手続に関する規定』（以下最高人民法院規定と略記）という司法解釈に基づいて外国離婚判決を承認すると簡単に答えた。<sup>(3)</sup> わが国は対外開放政策を貫き、外国人・外国企業および組織の合法的な権利・利益を保護するため、現行民事訴訟法の立法も司法実務でも外国判決の承認と執行について非常に重視している。この度、貴学部の紀要を通じて、中国における外国判決の承認と執行に関する要件及びその手続についてもっと詳しく日本の先生方及び国民に紹介する機会を与えたことを大変光栄に存じます。

ここで、まず本稿の用語について整理しておきたい。(1)日本語の裁判所に当る中国語の法律用語は「人民法院」あるいは「法院」であり、その法院組織体系において全国には一つの最高人民法院、各省には一つの高等人民法院があり、

大都市と行政の各地区には中級人民法院があり、各県には基層人民法院がある。本稿で中国のいづれの審級の裁判所を指す場合にも「人民法院」或いは「法院」といい、一般的に外国裁判所を指す場合には日本語の用語の裁判所を用いる。(2)本稿で一般的に「外国判決」という場合には裁判所が下した判決・決定のほかに判決と同じ法的効力をもつてゐる裁判上の和解、調停調書なども含んでいる。(3)本稿の外国判決の承認と執行に関する要件と手続には外国仲裁機関の仲裁判断の承認と執行に関する要件と手續は含まない。一九八六年一二月中国が一九五八年のニューヨーク条約に加盟したので、中国における外国仲裁判断の承認と執行はその条約に従う。

## 二、外国判決の承認と執行の前提要件

1. 財産上の紛争に関する外国判決の承認と執行は中国と判決を下した国との間に司法共助条約が存在することを前提要件とする。

外国判決の承認と執行に関する問題は当然世界各国の間の経済交流において非常に重要な問題の一つになつてゐる。しかし、各国の間に国際裁判管轄権の要件についての積極的或いは消極的な抵触によつて、今尚国際的に公認される外国判決の承認と執行の要件の条約がまだないのが現状だといえるだろう。中国は世界各国との経済及び文化交流を促進するために、統一的な国際裁判管轄権の要件の抵触をさけて、二国間の司法共助条約或いは協定を結んで外国判決の承認と執行の問題を解決する。これはわが国が外国判決の承認と執行に対してもいる基本的態度であり、二国間の条約があるかないかは中国における外国判決の承認と執行の前提要件となつてゐる。

国際民商事司法共助とは一国の裁判所と相手国の裁判所との間に互いに司法文書の送達、証拠調べ及びその他の訴

訟手続に関する請求に協力する国際民事訴訟活動である。このような国際司法共助行為は共助を委託する側の請求行為と共に提供する側の受託行為の二つの行為から構成されているから、両方の国はその司法共助内容の範囲に一致した立場を取らなければならない。各国の立場と国際条約からみると、司法共助には狭意的と広意的の違うものがある。狭意的な司法共助には、一般的に司法文書送達と証拠調べの二つの内容しか含れていない。これに対して、広意的な司法共助には上記の内容のほかにまた外国裁判所の判決及び外国仲裁機関の仲裁裁判の承認と執行に関する内容も含んでいる。一九九一年公布されたわが国の民事訴訟法第四編涉外民事訴訟手続の特別規定とわが国と締結された二国間の民商事司法共助条約・協定は、みな外国判決と外国仲裁裁判の承認と執行に積極的に対応して、広意的な司法共助の立場を取っている。一九八七年以来、中国はこのような態度をもつて相続いでフランス、ベルギー、スペイン、イタリア、ブルガリアなどの国と民事或いは民商事司法共助の条約を締結した。それにまたポーランド、東ドイツ、モンゴル、ルーマニア、トルコ、キューバ、ロシア、エジプト、ウクラン、白ロシア、ハサクスタン、ギリシャ、サイprusなどの国と民事及び刑事司法共助条約・協定を締結した。<sup>(4)</sup>

中国の涉外民事訴訟手続の立法とその司法解釈は中国における外国判決の承認と執行の要件を内容的に異なる二つに分けている。その一つは外国判決自身が備えている要件とは関係なしに、まず中国と判決を下した裁判所の所在国との間に司法共助条約または事実上の互恵関係があることを建前とする前提要件である。もう一つは前提要件があるときに外国判決が備えなければならない要件である。わが国の民事訴訟法第二六八条には「人民法院は承認と執行を申し立てられ、または請求された外国の裁判所が下した法的効力を生じた判決・決定について、中華人民共和国が締結若しくは加盟した国際条約に従い、または互恵の原則により審査を行った後、中華人民共和国の法の基本原則また

は国家主権・安全・社会公共の利益に反しないと認めるときは、その効力を承認する決定をし、執行を必要とするときは、執行命令を発し、本法の関係規定に従い執行する」と規定した。この条文の規定に對して、最高人民法院が司法解釈をした『中華人民共和国民事訴訟法の実施に関する若干問題の意見』第三一八条には前掲要件と判決が備えるべきである要件をはつきり區別して次のように解釈した。即ち「外国裁判所が下した法的効力が生じた判決・決定の承認と執行を請求し或いは申立てたときに、もしその外国の裁判所の所在国と中華人民共和国との間に締結若しくは加盟した国際条約或いは互恵の関係がない場合には、中国の法院はその判決・決定を承認または執行することができない。」この解釈は外国判決の承認と執行を國際司法共助と看做している中国の立場と二国間の司法共助条約・協定を中国において外国判決の承認と執行を認める前掲要件としていることを示すのである。

当然、世界各国の間に国際的に統一した外国判決の承認と執行に関する条約がない現状の下で、二国間の司法共助条約を前掲要件として外國判決を承認または執行するには特に重要な意味をもつてゐることは上記の如くであるが、もし中国と司法共助条約・協定を締結していない国の裁判所が下した離婚判決に對してもこの前掲要件があることを固執するなら、中国公民の跛行婚に對して如何に処理するかの問題が生じる。最高人民法院の外国離婚判決の承認の規定は中国公民の基本的な人事的権利を保護するため、もし中国公民が外国離婚判決の承認を申立てるときには、上記の前掲要件がなくても外国離婚判決が承認される要件と手續を定めた。そうすると、中国と判決を下した裁判所の所在国との間に国際民事司法共助条約・協定または互恵関係が存在することを中国における外国判決の承認の前掲要件とするのは、實質は外国裁判所の財産上の権利・利益の紛争に関する判決の承認と執行に對する前掲要件であるといえるだろう。

## 中国における外国判決の承認と執行の要件と手続について

わが国の司法実務でも、人民法院は外国の財産上の判決の承認と執行の申立てを審理するとき、まず中国と判決を下した国との間に司法共助条約があるかを調べ、もしその前提要件がない場合にはほかの承認の要件を審査する必要なく決定でその外国判決の承認の申立てを却下しなければならない。中国と日本の間には互いに判決を承認・執行する司法共助条約或いは事実上の互恵がないため、一九九四年一一月五日中国の大連市中級人民法院は日本裁判所の財産上の判決の承認と執行の申立てを却下する裁判をしたことがある。<sup>(5)</sup> 日本人五味晃と日本法人である日中物産有限会社の間に生じた貸借事件に対し、日本横浜地方裁判所の小田原支部は日本法人日中物産有限会社の代表者宇佐郁夫が五味晃から借りた借金を返還せよという判決を下した。そうして、日本熊本地方裁判所の玉名支部はその判決を執行するため、宇佐郁夫が投資した中国の合弁会社である大連発日海産食品有限公司を第三債務者として、宇佐郁夫が第三者に投資した資金人民幣四八五万元を差押えて、第三債務者が日本当事者五味晃に転付する命令を下した。そして、日本の当事者五味晃は中国の大連中級人民法院に日本横浜地方裁判所の小田原支部判決と日本熊本地方裁判所の玉名支部の差押命令と転付命令を承認して執行することを申立てた。

わが国の大連市中級人民法院は民事訴訟法第二六七条と第二六八条の司法共助の規定に従って、申立人五味晃の申立てを審査した結果、今だに中国と日本の間には互いに判決の承認に関する司法共助条約と互恵関係がないという理由で、日本当事者五味晃の申立てを却下した。

この事件には、勿論のこと日本の裁判所が日本の法人と中国の法人が投資して成立した中国合弁会社の資金の差押命令をする管轄権があるかなどの問題があるのは言うまでもない。それはそれにして、もし両国の間に司法共助条約の前提要件がなければ、外国判決の承認に必要なほかの要件は審査する必要さえないというのが中国司法実務のやり

2. 中国公民が外国離婚判決の承認を申立てるときには二国間の司法共助条約が存在することを前提要件としない。わが国が対外開放政策を実施するに伴い、中国人と各国人の間の人的交流も日増しにふえ、涉外婚姻紛争も著しく増加してきた。このような新しい状況に応じて、わが国の法院は中国公民の基本的権利を保護するため、一九九一年七月五日最高人民法院は中国公民が外国離婚判決の承認の要件及びその手続に関する規定を定めた。最高人民法院のこの規定は国際的に統一的な裁判管轄権などの抵触を避け、中国公民の申立てによつて外国離婚判決を承認して跛行婚を防ぐことができる新しいルートを探り出したのであるということができるだろう。

最高人民法院規定とわが国の民事訴訟法の外国財産上の判決の承認は二国間条約を前提要件としなければならないという規定を比べてみると次のようないくつかの異同点に注意しなければならない。(1)中国と判決を下した裁判所の所在国との間に司法共助条約・協定がある場合には、中国における外国離婚判決の承認に対しても、その条約と協定に従つて外国離婚判決の申立てを提出しなければならない(最高人民法院規定第一条)。(2)最高人民法院規定はただ外国裁判所が下した離婚判決だけに限つて適用する。即ちこの規定の立法目的は跛行婚を防ぐのであるから、外国離婚判決の中で夫婦財産分与とか子の扶養費などの財産に関する判決に対してはこの規定を適用しない。(3)外国離婚判決の承認は中国公民が申立てることを前提要件としていても、実質は中国の領域において外国判決の法的効力を認めるのであるから、外国離婚判決の承認も財産上の外国判決の承認と執行と同じ要件を揃えなければならない。こういう意味からいうと、最高人民法院の外国離婚判決の承認に関する規定は、中国における外国判決の承認に関する一番詳しい手続

の規定であるといえるだろう。

中国の法院は中国公民の申立てによって日本家庭裁判所の調停調書を承認した例がある<sup>(6)</sup>。中国公民李庚と丁映秋は一九七四年一一月北京で結婚した。一九八〇年一月李庚は日本に留学した。その後、一九八八年一月丁映秋も日本で留学することになった。二人は日本で一緒に生活を営んできたが、一九九〇年一二月丁映秋が大阪家庭裁判所に仲違をしたという理由で離婚の訴えを提出した。両当事者は調停を経て婚姻関係を解消することに合意した。それに、二人の間に生まれた子の李落落の扶養費及び慰謝料などの問題にも合意した。李庚は子の扶養費と慰謝料を前もって大阪家庭裁判所に供託した。その後、丁映秋は中国に帰国する前大阪家庭裁判所に李庚の供託金の還付を請求した。大阪家庭裁判所は、中国において一九九一年二月二七日大阪家庭裁判所の丁映秋と李庚間の婚姻関係を解消した調停が承認されるなら李庚の供託金を丁映秋に渡すというのであった。そうして、丁映秋と李庚は各自かれらが赴日前の住所地の北京市中級人民法院に日本大阪家庭裁判所の離婚調停調書の承認を申立てた。北京中級人民法院はわが国の民事訴訟法に従って、丁映秋と李庚の申立てを審査して、一九九一年五月二八日大阪家庭裁判所の離婚調停調書を承認する決定を下した。わが国の最高人民法院規定はこのような司法実務をふまえて、国際的に問題となっている跛行婚を解決する一つのルートを探り出したといえるだろう。

### 三、外国判決が具備すべき要件

上記の如く外国判決の承認と執行の前提要件は両国間に司法共助条約・協定があるかないかであるに対して、外国判決が具備すべき要件はその前提要件とは別に中国において承認される外国判決が備えなければならない要件である。

中国とフランス、ポーランド、イタリアなどの国と締結した司法共助条約、民事訴訟法第二六八条及び最高人民法院規定第一二条には、両国間の司法共助条約があるかないかにかかわらず、中国において承認される外国判決が具備すべき要件を定めた。特に最高人民法院規定にはまたこれらの要件に対する举証責任についても詳しく定めている。わが国と外国の司法共助も最高人民法院規定も国際的に排除方法を用いる慣例を探つて、もし外国判決に次に列举された事情の一つがある場合には、わが国の法院はその外国判決の承認と執行を拒否すべきであると規定されている。

### 1. 外国判決がな非法的効力を生じていないとき

判例が法的効力が生じているということを日本民事訴訟法の用語は「確定した判決」と表現する。ここで判決が法的効力が生じているというのは、その判決を下した外国の手続からみて、通常の不服申立ての方法で判決に不服申立てを提起することができない状態を指すのである。もし外国判決がその判決を下した外国の手続によってすら法的効力が生じていないのにまして中国においてその判決の効力を承認するのは全然意味がないことである。だから、このような場合にはその判決の承認と執行を拒否すべきである。

外国判決が確定したかどうかは判決を下した外国の手続によって判断するから、それは中国の法院に不明である。そういうことから、この要件に対する举証責任は、財産上の紛争に関する判決にしろ離婚判決にしろ、その外国判決の承認と執行を申立てる当事者或いはその判決の承認を請求する外国裁判所が負担しなければならない（最高人民法院規定第八条）。外国判決が確定した証明文書の提出には、外国裁判所が証明する文書とそれに裁判所の所在国の公証機関の公証と当該国駐在の中国大使館或いは領事館の認証を得た文書を提出すべきである（最高人民法院規定第

一〇条)。

この要件に対する挙証責任の負担者である当事者がその責任を果すことができないときには、人民法院は外国判決の承認と執行の申立てを却下する。しかし、最高人民法院規定は外国離婚判決の承認を申し立てる被告が中国の国内に居住している場合には、申立人が提供することができる外國裁判所からの応訴の告知或いは出頭の呼出状を提出すると、人民法院はそれによって判決の法的効力について推定することができるとして定めて、被告の挙証責任を緩和した(最高人民法院規定第一一条)。このような規定は最高人民法院規定第一一条に規定の如く国内に居住する被告がこの要件を証明する文書を提供する困難さに鑑み、唯外國裁判所の訴訟開始の告知を提出するなら、人民法院はその離婚判決は適法であり、法的効力が生じたと推定する。だから、最高人民法院規定のこの規定は中国国内に居住する被告が外国離婚判決の承認の申立ての便宜をはかる場合に限って適用することを注意しなければならない。

## 2. 判決を下した外國裁判所が事件に管轄権を有しないとき

外國裁判所が判決した事件に管轄権をもつてゐるかないかを判断する標準は現代国際私法にとって非常に複雑で重要な問題の一つである。国際裁判管轄権に対してもいろいろな説があるにしても、今までのところ国際的に公認されているのは外国判決の承認と執行を請求された国の手続法によって判断すべきであるという説である。わが国は外国と締結した司法共助条約・協定にもこの標準を定めた。たとえば、中国及びフランスの民事と商事司法共助協定第二二条には、外国判決の承認と執行の申立てを拒否すべき六つの要件の内管轄権の判断については、判決の承認と執行を請求された国の法律に従うと定めた<sup>(7)</sup>。わが国の司法実務は民事訴訟法第一編第二章管轄に関する一般的な規定と第四編

第二五章涉外民事事件の管轄に関する特別規定に従って、外国裁判所の管轄権を判断する。

涉外民事事件の管轄権は民事訴訟法第四編第二五章管轄の規定に従うが、特に次の二点を注意しなければならない。

- (1) 民事訴訟法第二四六条は中国における中外合弁企業契約・中外合作經營企業契約・中外合作自然資源現地調査開発契約の履行により生じた紛争に関する事件の管轄権は中国法院の専属管轄に属すると定めた。この三種類の契約による国際投資の企業は中国の法律に従って中国国内で成立した法人で、わが国の国民経済と人民生活に重大な関係をもつてゐるばかりでなく、また自然資源は一国の主権にかかる問題であるので、これら三つの契約の履行に関する紛争はわが国の法院の専属管轄とした。即ち外国裁判所はこれら三つの契約の紛争に対する管轄権がない。(2)わが国の民事訴訟法は特に中国法院の専属管轄権に属すと規定していない涉外民事事件に対しては、当事者が合意で管轄裁判所を選択する権利を幅広く認める。当該法第二四四条には「涉外契約または涉外財産との権利・利益の紛争の当事者は、書面による合意により、争いと実際に関連がある地の裁判所の管轄を選択することができる。」とわが国の合意管轄について定めた。この規定によるとわが国の合意管轄は次のような要件が必要である。  
①合意管轄を認めるのは涉外契約と涉外財産上の紛争に限り、涉外婚姻事件に対しては合意で管轄裁判所を選択することはできない。  
②当事者間の合意管轄は書面によること。  
③当事者は合意で中国法院も外国裁判所も選択することができるが、その裁判所は必ず紛争と実際との関連がある契約の締結地、契約の履行地、訴訟目的物の所在地、被告の財産の差押地及び法人の代表機関の所在地などの裁判所を選択すること。  
④当事者が中国の法院を選択する場合には第一審法院を選択することができるが、わが国の法院の審級を変更することはできない。  
⑤合意管轄はわが国の民事訴訟法の専属管轄の規定に違反してはならない。

最後に、被告が外国裁判所に管轄違いの主張をしないで応訴したときには、わが国の専属管轄の規定に違反しないかぎり、中国の法院はその外国裁判所の管轄権を認めるべきであろう。

### 3. 判決は被告が適法な呼出しをうけたことがない欠席の状態の下で下されたとき

世界ほとんどの国の訴訟において、訴えが提起された国の手続にしたがって、被告に訴状、呼出状等を送達して訴訟の係属を知らしめ、防禦の機会を与えることになつていて。しかし、外国の手続による送達が中国に居住している被告にとっては必ずしも防禦の機会が与えられたとは限らない。そうして、次のような場合には被告に適法な呼出しをしたといえない。①外国裁判所が中国被告に対する公示送達は、実際上被告がその訴訟開始を知ることが非常に困難であるため、中国ではその送達を認めない。②わが国は一九九一年三月一日ハーベ「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」に参加するとき、当該条約第一〇条(a)郵便に付する送達を正式な声明で留保した。そのため、外国特に米国などの英米国の中の当事者に対して単なる郵送によつて送達した訴状・呼出状は、中国法院は被告に適法な送達と認めない。

この要件に対しても、わが国の人民法院は職権で探知することができないので、外国判決の承認と執行を申立てる当事者或いは外国判決の承認と執行を請求する外国裁判所が主張、立証しなければならない。そして、外国判決の承認を申立て或いは請求する当事者または外国裁判所は中国法院に外国裁判所が被告の出頭を適法な呼出しをなしたことを或いは被告が応訴したことを証明する文書を提出しなければならない（最高人民法院規定第九条）。人民法院は場合によって、申立人にこの要件を証明する文書を提出する命令を出すこともできる。もし申立人或いは請求者がこの舉

説  
証責任を果さない場合には、その申立てを却下するべきであろう。

4. 中国法院が当該当事者の事件について裁判している間かまたは判決を下したか、或いはわが国の法院がすでに第三国の裁判所が下した当該事件の判決を承認したとき

中国における外国判決の承認というのは外国判決の法的効力がわが国の領域においても同じ効力を有するということであるから、一旦わが国の法院がその事件を受理して裁判しているか或いは中国の法院がすでに判決を下したかまたはわが国の法院が第三国のその事件に対する判決を承認した場合には、その判決の効力を承認することを拒否するのは当然のことである。これについて、最高人民法院規定は次のように規定した。(1)わが国の法院が当該事件の訴えを受理した後、原告或いは被告が外国判決の承認を申立てることを許す場合、それは当事者が申立てる前に生じたわが国の法院の管轄権を否定することになるので受理しない(最高人民法院規定第一八条)。(2)わが国の法院が第三国の判決を承認した後、もし当事者が同じ事件に対して訴え提起することを許すことは「一事再理」となるので受理しない(最高人民法院規定第一九条)。

5. 判決がわが国の法的基本原則または国家主権・安全・社会公共の利益に反するとき

この要件はいわば国際私法上の公序に当る問題である。ここで次の二点を簡単に説明しておきたい。(1)わが国の法院は外国判決を形式的に審査するから、いわば外国判決がわが国の法的基本原則に反しないということは、決して外国判決に適用した法律がわが国の実体法と一致するかを審理するのではなく、中国における外国判決の承認と執行が

## 中国における外国判決の承認と執行の要件と手続について

わが国の主権・安全などの公共の利益に反しないかを慎重に検討することである。(2)中国において外国判決の強制執行を申立てるときには、中国民事訴訟法第二一九条に定めた執行申立て期間内に請求しなければならない。わが国での執行申立ての期間は双方または一方の当事者が自然人であるときには判決が確定してから一年内に、双方が法人または法人でない組織であるときには六カ月内に執行の申立てをしなければならない。わが国の民事訴訟法が執行申立て期間を規定した理由は、詳しく言わずとも民事関係を促進しようすることにあるのは明らかである。

### 四、外国判決の承認と執行の手続

国際私法の理論によれば、実体問題については外国法を適用して裁判することが認められているのに対し、手続問題については法廷地の法を適用するべきことが認められている。わが国の外国判決の承認と執行に関する手続はこの「手続は法廷地法による」という属地主義抵触原則に基づくとともに、夥しく国際慣例を取り入れて定めたのである。中国の法院が外国判決の承認と執行の申立て或いは請求を受理及び審理する手続は次のようにある。

#### 1. 申立てと受理

(1)中国と判決を下した裁判所の所在国との間に司法共助条約或いは協定がある場合には当事者が直接相手国の管轄裁判所に申立てるか或いは両国間が定めた中央当局を通じて相手国の裁判所に請求する。わが国の最高人民法院は一九八八年二月一日「中国と外国間に締結した司法共助協定の執行に関する通知」を通達した。この通知によると、外国裁判所が中国の法院に判決の承認と執行を請求するには、中国の中央当局である中華人民共和国の司法部に司法共

助の請求書とその文書に中国語の訳文などの文書を添附して請求しなければならない。わが国の司法部は外国裁判所の請求書を最高人民法院に伝達した後、最高人民法院はまたその文書を高級人民法院に伝達して、高級人民法院がその事件に管轄権がある中級人民法院を指定する。<sup>(8)</sup>

外国判決の承認と執行を申立てる当事者或いは外国裁判所は次のような文書を提出しなければならない。①外国判決の写し。もし判決に判決が確定したと明記していない場合には、判決を下した裁判所から判決が確定したことを証明する文書の提出。②判決を送達したことを証明する送達証書の原本または送達したことを証明する文書の提出。③被告が欠席の下で下した判決は、適法な呼出しで被告が応訴したことを証明する呼出状の写しを提出しなければならない。④上記の①と②の文書は原文と誤りがないことを証明した中国語の訳本を添附しなければならない。当事者或いは外国の裁判所が上記の文書を提出する場合には、わが国の法院はその申立て或いは請求を受理する。もし当事者或いは外国裁判所の申立てが受理条件を満たさないときには、その理由を説明して受理しない。

(2) 中国公民が外国離婚判決の承認を申立てる場合、即ちわが国と司法共助条約または事実上の互恵関係がない国

離婚判決を中国公民が申立てる場合には、かれらの住所地の中級人民法院に書面による申立てとそれに外国離婚判決の正本及び正本と誤りがないことを証明する中国語の訳文を提供しなければならない。人民法院は申立書を受け取った七日内に審査して受理するかしないかを決める。もし受理しない場合には、その理由を説明しなければならない。また必要なときには期間を定めて申立人に補正を命じることもできる。

## 中国における外国判決の承認と執行の要件と手続について

### 2. 管轄法院

わが国の法院組織は各県に基層人民法院を設置して一般的な民事事件を審理する。各県の基層人民法院と各省の高級人民法院の間に各地区または大都市に中級人民法院を設置して重大な第一審民事事件と県の基層人民法院の控訴事件を審理する。一九九一年公布されたわが国の民事訴訟法第一九条第一項の規定によれば、外国判決の承認と執行の申立てを審理する涉外民事事件は重大な民事事件と看做して、わが国の各地区或いは大都市の中級人民法院が管轄する。

中国と司法共助条約がある国の裁判所がわが国の司法部を通じて請求するか或いは当事者が直接に中国法院に外国判決の承認と執行を申立てるときには、その事件に管轄権がある中級人民法院に申し立てるべきである。しかし、中國公民が外国離婚判決の承認を申し立てるときには、中国公民の申立の便宜をはかつて、すべて申立人の住所地の中級人民法院を管轄法院とした。もし申立人の住所と居所が同じでない場合には、居所の中級人民法院に申し立てる。もし申立人が中国国内に住所がないときは、その申立人の元の国内住所の中級人民法院に申し立てる（最高人民法院規定第五条）。

### 3. 審理

わが国の法院は三名の裁判官より構成された合議廷で外国判決の承認と執行の請求或いは申立てを審理する。わが国の法院は外国判決に対して実体的な審理をすることなく、唯形式的に上記の前提要件と外国判決が具備すべき要件を審査する。わが国の民事訴訟法は外国判決の承認と執行に対する審理を手続問題とするので、その審理した結果は

手続に適用する決定の方式で裁判する。審理に当つて、まず外国と中国との間に司法共助条約或いは事実上の互恵関係があるかを審査して、次いで外国判決が具備すべき要件を審査して承認するか或いは却下する決定を下す。

#### 4. 法的効力

わが国の法院が外国判決を承認する決定の効力は判決を下した国においてその判決の有する一切の効力をわが国において認めることであるから、次のような効力がある。(1)既判力。わが国の法院が一旦外国判決を承認した後、相手の当事者が人民法院に当該事件の訴えを提起するときには受理しない(最高人民法院規定第一九条)。(2)強制執行力。外国判決の承認と執行を申立てる場合、中国法院が外国判決を承認するなら、それと同時に執行命令を下す。この場合には、外国判決は中国法院の判決と同じく民事訴訟法の執行手続に従つて強制執行ができる。

(3)中国法院の外国判決の承認の決定に対する不服。わが国の法院が外国判決を承認する決定は形式的に審査して裁判した手続問題に関する決定であるから、中国においてその決定に対して控訴を提起することができない。また、わが国の法院が一旦外国判決の承認の申立てを拒否した以上再び中国においてその判決の承認を申立てることもできない(最高人民法院規定第七条)。

#### 五、あとがき

わが国の民事訴訟法規定と司法実務から御高覧の通り、中国は世界各国との経済及び文化交流を深めるため、外国判決の承認と執行に対して積極の方針をとっていることはだれもが認めることであろう。私は中国と日本両国の民

事訴訟法学者の学術交流と共同研究を通じて、遠くない将来に中国と日本の間にも民商事司法共助協定が締結されることができるよう切に期待しているのである。

- (1) 本稿に引用した「中華人民共和国民事訴訟法」の条文は齊藤明美著「現代中國民事訴訟法」(晃洋書店、一九九二年三月)に附録した日本語の訳文参考。
- (2) 中国の民商事法制度の現状と紛争解決方法に関する国際シンポジウムで私の「中国民事訴訟法について」の講演内容は日本財團法人国際民商事法センターハンガリー機関誌「ICCLC」第二号(一九九七年一月)「講演録」第一六頁参考。
- (3) 一九九一年七月五日中国最高人民法院の『中国公民が外国法院離婚判決の承認を申立てる手続問題に関する規定』は最高人民法院研究室編集一九九一年第一期「司法文件選編」第四二一四六頁参考。
- (4) 中国司法部司法共助局編集「司法共助研究」第一六九頁(法律出版社、一九九六年六月)。
- (5) 本判例は「民事訴訟法案例選編」第一七四一七六頁(法律出版社、一九九六年六月)参考。
- (6) 本判例は「國際私法案例選編」第一四六一四八頁(法律出版社、一九九六年五月)参考。
- (7) 「中華人民共和国及びフランス共和国の民事及び商事司法共助に関する協定」は一九八九年吉林出版社「中華人民共和国法律全書」第四七三頁参考。
- (8) 一九八八年二月一日中国最高人民法院の「中国と外国が締結した司法共助協定の執行に関する通知」は一九八九年吉林出版社「中華人民共和国法律全書」第四六八頁参考。

中国公民が外国裁判所の離婚判決の承認を申立てる手続問題に関する規定

(一九九一年七月五日最高人民法院の第五〇三回審判委員会会議により採択)

第一条 中国の国籍を持つてゐる当事者は本規定に従い、わが国と司法共助協定を締結していない国の裁判所が下した離婚判決の承認を人民法院に申立てることができる。

わが国と司法共助の協定を締結した国の裁判所が下した離婚判決の承認は、当該協定の規定に従いその判決の承認を申立てることができる。

第二条 外国裁判所の離婚判決の夫婦財産の分与、生活費用の負担及び子の扶養に関する部分の判決の承認と執行については、本規定を適用しない。

第三条 申立人が人民法院に外国裁判所の離婚判決の承認を申立てるときには、書面における申立書を提出するとともに、外国裁判所の離婚判決の正本と正本と誤りがないことを証明する中國語の訳文を添附しなければならない。

さもないと申立てを受理しない。

第四条 申立書には左に列記された事項を明記しなければならない。

(1) 申立人の姓名、性別、年齢、勤務先及び住所。

(2) 判決を下した国の裁判所及びその判決の結果と日付。

(3) 呼出しの受領及び応訴の状況。

## 中国における外国判決の承認と執行の要件と手続について

(4) 申立ての理由及び請求。

(5) その他説明する必要がある事情。

第五条 申立ては申立人の住所の中級人民法院が受理する。申立人の住所と居所が同じでないときには、居所の中級人民法院が受理する。

申立人が国内に不在の場合には、申立人の元の国内の住所の中級人民法院が受理する。

第六条 人民法院は申立書を受け取って審査して、その申立てが本規定の受理条件を満たすときには七日以内に立案しなければならない。もし受理条件を満たさないときには、申立人に七日以内に受理しない理由を説明して知らせなければならぬ。

第七条 人民法院は三名の裁判官より構成された合議廷で外国裁判所の離婚判決の承認の申立てを審査する。合議廷の決定に対して申立人は控訴することができない。

第八条 人民法院は申立てを受理した後、もし外国裁判所の離婚判決に法的効力が生じたか或いはその効力が生じた日付が明記されていないときには、申立人に判決を下した裁判所から判決の効力が生じたことを証明する文書を提出すべき命令をすることができる。

第九条 申立人が外国裁判所の離婚判決の原告であるときには、人民法院は申立人に判決を下した裁判所から被告に適法な呼出しで出頭できるようにしたことを証明する文書を提出すべき命令をすることができる。

第一〇条 申立人が本規定の第八条と第九条の規定に従つて提出すべき証明文書は、裁判所所在国の公証機関の公証と当該国駐在の中国大使館または領事館の認証を得なければならない。申立人はまたこれらの証明文書の原文と誤

りがないことを証明した中国語の訳文を提供しなければならない。

第一二条 申立人が外国裁判所の離婚判決の被告でわが国の国内に居住しているため、本規定の第八条と第一〇条規定によって提出すべき証明文書とこれらの文書に公証・認証することが困難な場合には、唯外国裁判所の応訴の告知或いは出頭の呼出状を提出することができる場合、人民法院は外国裁判所が下した離婚判決が真実であり、その法的効力が生じたと推定することができる。

第一二条 外国裁判所の離婚判決を審査した結果、もし次に列挙された事情の一つがあるときには、人民法院はその判決の承認を拒否しなければならない。

- (1) 判決がなお法的効力が生じていないとき。
- (2) 判決を下した外国裁判所が事件に管轄権を有しないとき。
- (3) 判決が被告が適法的な呼出しを受けたことのない欠席の状態の下で下されたとき。
- (4) わが国の法院が当該当事者の離婚事件を裁判しているかまたは判決をしたか、或いはわが国の法院がすでに第三国裁判所の当該当事者の離婚判決を承認したとき。
- (5) 判決がわが国の法の基本原則またはわが国の国家主権、安全、社会公共の利益に反するとき。

第一二条 外国裁判所の離婚判決を承認するときには、決定の方式で裁判する。本規定第一二条に列挙された事情がないときには、決定でその判決の法的効力を承認する。但し、本規定第一二条に列挙された事情の一つがある場合には、法廷で申立人の申立てを却下する。

第一四条 決定書は「中華人民共和国××中級人民法院」の名義により作成して、それに合議廷のメンバーが署名し

た後人民法院の印を押す。

第一五条 決定書は送達されると法的効力が生じる。

第一六条 申立人は人民法院に外国裁判所の離婚判決の承認を申立てたとき、事件受理費人民幣一〇〇元を納めなければならない。

第一七条 外国離婚判決の承認の申立てを他人に代理を委任するにあたっては、委任者が署名または捺印した授權委任状を人民法院に提出しなければならない。外国から委任者の名義で出す委任状は当該駐在の我が國の大使館または領事館の認証を受けなければならない。

第一八条 人民法院が離婚の訴えを受理した後、原告一方が元の請求を変更して外国裁判所の離婚判決の承認を申請しても被告一方がほかに外国裁判所の離婚判決の承認を申立てても、人民法院はどちらかの申立ても受理しない。

第一九条 人民法院が外国裁判所の離婚判決の承認の申立てを受理した後、相手の当事者が人民法院に離婚の訴えを提起する場合には受理しない。

第二〇条 外国裁判所がすでに当事者間の婚姻関係に判決を下したが、その判決の承認を人民法院に申立てていないときには、相手の当事者が人民法院に離婚の訴えの提起を妨げえない。

第二一条 人民法院が申立人の申立てを受理した後、申立人はその申立てを取下げることができ、人民法院は決定で取下げを許可する。申立人は申立てを取り下げた後再びその判決の承認の申立てを人民法院に提出することはできないが、離婚の訴えは提起することはできる。

第二二条 申立人の申立てが却下された後、再びその判決の承認の申立ては提出することができないが、人民法院に

別に離婚の訴えを提起することはできる。

(中国最高人民法院研究室編集「司法文件選編」一九九二年第一期(総号第二二八期)第四三一四六頁より)

### 〔論 説〕

#### 〔付記〕

中国政法大学法学部の白綠鉉教授のご専門は、比較民事訴訟法である。以前日本に留学なさった折りには、東京大学法学部(当時)の新堂幸司先生の下で、日本の民事訴訟法を研鑽された。

業績として、兼子一・竹下守夫著『民事訴訟法』(弘文堂)の翻訳の他、昨年は『アメリカ民事訴訟法』を中国で刊行されており、今年はフランス民事訴訟法を出される予定とのことである。

(文責／照屋雅子)